

(質問第十一號) 昭和二十二年七月三十一日配付

罰金刑に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年七月三十日

参議院議長 松平恒雄殿

岡部 常

罰金刑に關する質問主意書

一、現行諸法令中に定められある罰金刑の最高額は、法制定の前後に依り著しく異り、多額に於て数万円の高額より百円台に至る廣範圍に亘り彼此の間、權衡を失する場合多き現狀である。之が運用に就いては相當の不便不利を感じらるることと考えられる。

二、略ぼ種類を同じくし、且つ同一程度の事犯に對し、一は数百円の罰金を科せらるるに反し、他は数万円の重き罰金を科せらるる例も生ずべく、極端なる場合を想像すると自由刑と罰金とを選擇する場合、裁判官が法條を適用するに當り、本來は罰金を相當と思料するに拘わらず、罰金の多額が當時の貨幣價值に對比して余りにも低きに失するが爲に、被告の受くる刑罰的痛苦を過少なりとする心理が働いて、仮令極めて短期なれども二、三ヶ月の自由刑を以つて臨むと謂うが如き結果を招來するに於ては、其の被むる影響の重大なるを想はしめる。

三、實際不便不利を感じて居るとしても、現下の如き貨幣價值變動の甚しき折柄、全面的且つ根本的に罰金額改定の極めて困難なることは想像し得られる處で、爰に何等か適當なる方途則ち貨幣價值變動と罰金多額との間に横たわる不權衡の調節を謀る臨時措置方法案出を必要とするのではないか。

右に対する政府の処見並に改正の計画ありや政府の御答弁を希望する。